

亀山市関B & G海洋センター条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月26日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第5号

亀山市関B & G海洋センター条例施行規則

(別紙)



## 亀山市教育委員会規則第5号

### 亀山市関B&G海洋センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市関B&G海洋センター条例（平成17年亀山市条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の態様)

第2条 亀山市関B&G海洋センター（以下「センター」という。）の利用の態様は、専用利用又は個人利用とする。ただし、プールについては、個人利用のみに供するものとする。

(利用許可の申請)

第3条 条例第7条第1項前段の規定によりセンターの施設の利用の許可を受けようとする者は、別表第1の左欄に掲げる施設区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期限内に関B&G海洋センター利用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この申請期限によらないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、センターの施設を個人利用しようとする者は、利用日に関B&G海洋センター利用者名簿（様式第2号）に記入することにより申請するものとする。

(利用の許可等)

第4条 指定管理者は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に関B&G海洋センター利用許可書（様式第3号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その利用を許可したときは、関B&G海洋センター利用券（様式第4号。以下「利用券」という。）を申請者に交付するものとする。この場合において、指定管理者は、申請者が利用料金を納付した際に利用券を交付するものとする。

3 前2項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用の

際、常に利用許可書又は利用券を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 指定管理者は、活動の本拠が市外にある同一団体に対しては、1月につき3回を超えて前条第1項の規定による許可をすることができない。ただし、指定管理者が認めた場合においては、この限りでない。

(許可事項の変更)

第6条 利用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、関B&G海洋センター利用変更許可申請書(様式第5号)に利用許可書又は利用券を添えて、別表第2の左欄に掲げる施設区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期限までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に関B&G海洋センター利用変更許可書(様式第6号。次条において「利用変更許可書」という。)又は当該変更事項に応じた利用券を交付するものとする。

(利用許可申請の取下げ)

第7条 利用者は、センターの施設の利用を必要としなくなったときは、関B&G海洋センター利用許可申請取下届(様式第7号)に、利用許可書、利用変更許可書又は利用券を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(許可の取消し、利用の中止命令及び許可事項変更の通知)

第8条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は許可した事項を変更する場合は、関B&G海洋センター利用許可取消通知・利用中止命令・利用許可事項変更通知書(様式第8号)により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(利用料金の承認等)

第9条 指定管理者は、条例第12条第2項の利用料金の額を定めるときは、関B&G海洋センター利用料金承認申請書(様式第9号)を亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、その結果を指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免の基準等)

第10条 条例第13条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合（部活動として利用する場合を除く。） 全額
- (2) その他教育委員会が特に必要があると認めた場合 教育委員会が定める額

2 条例第13条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第3条第1項の規定による申請の際に、関B&G海洋センター利用料金減免申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者は、条例第14条ただし書の規定により、既納の利用料金のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなかった場合 全額
- (2) 第6条第2項の規定により利用の変更を許可された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき 当該超える額
- (3) センターの施設を利用しようとする日の3日前までに第7条の規定による届出をした場合 半額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、関B&G海洋センター利用料金還付請求書（様式第11号）を指定管理者に提出しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第12条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気若しくは危険物を取り扱わないこと。
- (4) 許可を受けたセンターの施設、器具等以外のものを利用しないこと。
- (5) その他指定管理者の指示すること。

2 専用利用の場合においては、利用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの秩序を維持するために必要な人員を配置すること。
- (2) 当該専用利用に係る入場者に対し、前項各号に掲げる事項を守らせること。

(損傷等の届出及び損害賠償義務)

第13条 条例第17条に規定する施設を損傷し、又は滅失した者(次項及び第3項において「損傷者等」という。)は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合において、その損傷又は滅失が損傷者等の責めに帰すべきものであると認めるときは、当該損傷者等に対し、その損害賠償額を定めて通知するものとする。

3 損傷者等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該損害賠償額を納付しなければならない。

(その他)

第14条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、亀山市関B&G海洋センター条例施行規則(平成22年亀山市規則第21号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第3条関係)

施設区分	申請期限
体育館	利用日の3月前から3日前まで。ただし、活動の本拠が市外にある団体にあつては利用日の1月前から3日前まで
トレーニングルーム	
ミーティングルーム	利用日の3月前から当日まで

別表第2(第6条関係)

施設区分	申請期限
体育館	利用日の3日前まで
トレーニングルーム	
ミーティングルーム	利用日まで

関B&G海洋センター利用許可申請書

指定管理者 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関B&G海洋センターを利用したいので、亀山市関B&G海洋センター条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請年月日	年 月 日	※許可番号	号
利用目的			
利用場所	・体育館 片面(A・B)・全面 ・ミーティングルーム ・トレーニングルーム		
利用年月日	年 月 日( )から 年 月 日( )まで ( 日間)	時 分	時から 時 分まで
実施する競技種目 (設備、備品等)	・バレーボール ・バスケットボール ・バドミントン ・卓球 ・剣道 ・柔道 ・その他( )		
利用予定人員	人	特別の措置	有 ・ 無
施設の変更	有 ・ 無	器具の持込み	有 ・ 無
利用責任者 住所・氏名	【住所】 【氏名】		【電話番号】
◎亀山市関B&G海洋センター利用の諸条件を遵守いたします。			
備考 1 利用申込みは、利用日の3月前から3日前までに行うこと。 2 利用変更許可申請をする場合は、変更前の許可書を添付すること。			

(注) ※欄は、記入しないでください。



様式第3号(第4条関係)

関B&G海洋センター利用許可書

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました亀山市関B&G海洋センターの利用について、亀山市関B&G海洋センター条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

申請年月日	年 月 日	許可番号	号
利用目的			
利用場所	・体育館 半面(A・B)・全面 ・ミーティングルーム ・トレーニングルーム		
利用年月日	年 月 日( )から 年 月 日( )まで ( 日間)	時 分から 時 分まで	
実施する競技種目 (設備、備品等)	・バレーボール ・バスケットボール ・バドミントン ・卓球 ・剣道 ・柔道 ・その他( )		
利用予定人員	人	特別の措置	有 ・ 無
施設の変更	有 ・ 無	器具の持込み	有 ・ 無
利用責任者 住所・氏名	【住所】 【氏名】 【電話番号】		
利用料金	( 円)・減免		
◎亀山市関B&G海洋センター利用の諸条件を遵守すること。			
備考 本書は、利用中必ず責任者が持参し、職員から指示があれば提示してください。			

様式第4号(第4条関係)

NO. _____	利用券(兼)領収書
利用券	金 _____ 円
金 _____ 円	上記金額を領収しました
指定管理者	指定管理者

様式第5号(第6条関係)

受付番号 \_\_\_\_\_

関B&G海洋センター利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関B&G海洋センターの利用許可を変更したいので、亀山市関B&G海洋センター条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可年月日	年 月 日	※許可番号	号
変更内容			
変更理由			
変更前利用料金	変更後利用料金	還付・追徴金額	
円	円	円	
◎亀山市関B&G海洋センター利用の諸条件を遵守いたします。			
備考 変更前の利用許可書を添付すること。			

(注) ※欄は、記入しないでください。

様式第6号(第6条関係)

関B&G海洋センター利用変更許可書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました関B&G海洋センターの利用許可の変更について、関B&G海洋センター条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

許可年月日	年 月 日	許可番号	号
変更内容			
変更理由			
変更前利用料金	変更後利用料金	還付・追徴金額	
円	円	円	
◎亀山市関B&G海洋センター利用の諸条件を遵守すること。			
備考 本書は、利用中必ず責任者が持参し、職員から指示があれば提示してください。			

様式第7号(第7条関係)

受付番号 \_\_\_\_\_

関B&G海洋センター利用許可申請取下届

指定管理者 様

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関B&G海洋センター条例施行規則第7条の規定により、 年 月 日付  
関B&G海洋センター利用許可申請 利用許可書  
は取り下げますので、 利用変更許可書 を添  
関B&G海洋センター利用変更許可申請 利用券  
えて届け出ます。

様式第8号(第8条関係)

利用許可取消通知  
関B&G海洋センター 利用中止命令書  
利用許可事項変更通知

年 月 日

様

指定管理者



亀山市関B&G海洋センター条例第11条第1項の規定により、下記の理由により  
利用許可を取り消します。  
利用の中止を命じます。  
利用許可事項を変更します。

記

許可年月日	年 月 日	許可番号	号
理由			
利用許可変更事項			

様式第9号(第9条関係)

関B&G海洋センター利用料金承認申請書

年 月 日

亀山市教育委員会 様

住 所  
指定管理者 団 体 名  
代表者名

亀山市関B&G海洋センター条例施行規則第9条第1項の規定に基づき利用料金の額について承認を得たいので次のとおり申請します。

1 体育館・トレーニングルーム・ミーティングルーム

区分		利用料金			
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	
体 育 館	中 学 生 以 下	円	円	円	
	一 般	円	円	円	
	団 体	全面利用	円	円	
		半面利用	円	円	
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	中 学 生 以 下	円	円	円	
	一 般	円	円	円	
	団 体	円	円	円	
ミ ー テ ィ ン グ ル ー ム	一 般	円	円	円	

2 プール

区分	利用料金		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
中 学 生 以 下	円	円	円
一 般	円	円	円

様式第10号(第10条関係)

関B&G海洋センター利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関B&G海洋センター条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおり利用料金の減額又は免除を申請します。

記

利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利用目的及び内容	
減免を受けようとする理由	(1)市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合 (2)教育委員会が特に必要と認めた場合
利用料金の額	円
減額又は免除を受けようとする額	円

様式第11号(第11条関係)

関B&G海洋センター利用料金還付請求書

年 月 日

指定管理者 様

請求者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関B&G海洋センター条例施行規則第11条第2項の規定により、下記のとおり利用料金の還付を請求します。

記

還付請求の理由	1 災害その他の事由による未利用 (施行規則第11条第1項第1号に該当)	全 額	
	2 利用変更による利用料金の超過既納 (施行規則第11条第1項第2号に該当)	超 過 額	
	3 利用日3日までの利用許可申請取下げ (施行規則第11条第1項第3号に該当)	半 額	
請求の起因 となる事項	利 用 日 時	利 用 場 所	利 用 内 容
	年 月 日 から 日まで		
	既納利用料金	変更利用料金	その他
利用料金還付請求額		円	